

# 有司専制政権と島津久光

檉 山 和 民

## I はじめに

明治八年は、大阪会議後に立憲政体樹立の詔が發布され、明治国家の進路が明示された点で、日本近代史上重要な意味を持つ。又この年は、旧制復帰を唱える諸勢力が、左大臣島津久光を中心に、最後の政治斗争を展開した時であることも注意されなければならない。

さて、旧来の明治初期研究は、大久保利通等を中心とするいわゆる主流派側からの政治分析に集中していた。これが明治国家の体制的特質を解明する上で重要な分析視角であることは論をまたない。しかし、政治過程の中で異端視されていた人々の思想と行動を客観的に把握することは、前者の研究を深める上で不可欠なことである。旧来かかる観点からの研究が極めて少なかった。本論で対象とした島津久光の場合、有司専制政権下において、封建復帰を唱える保守反動者と見做され、研究史上でも不当に看過されて来た<sup>註</sup>。しかし、少なくとも久光が守旧派の領袖として、明治初期の政局で果たした役割は客観的に位置づけなければなら

ない。明治政府が、幕末の公武合体運動の推進者であつた久光をなぜ政府に迎え入れたのか。それは久光の思想の変化とどう関係しているのか。また、久光の思想と行動が、当時の反政府勢力の中核となつていくが、それはいかなる内容によつていのであるのか。本論ではこれらの点について、検討を加えたい。分析を進めるに当つて、島津久光の明治五～八年における政治行動が、幕末における公武合体運動と極めて類似していることから、本来ならば幕末の公武合体運動以来の政治行動と思想的系譜を検討した上で論すべきであろう。しかし今はその余裕を持たないので、第一に久光の五年以後の政治建言の検討から、彼の政治論とその政策論としての展開を明らかにし、それとの関連で久光の政治活動を考察する。第二に、久光の政治活動を、反政府諸勢力との関連で考えることによつて、特に八年における政争の意義を明らかにしたい。

註 これ迄の島津久光研究は、島津公爵家編輯所『島津久光公実紀』、福地源一郎『久光公記』等にすぎない。なお、最近の業績では、宮内庁『明治天皇紀』、原口清氏『日本近代国家の形成』（一九六八年）に最も多く論じられている。

## II 久光の政治論

### 一、政治論の基調

島津久光は、明治五年六月（八年一〇月（以下年号略）迄の三年余りの間に、四回の政治建白を行なつてゐる。この様な建白は、当時としては必ずしも珍しいわけではない。しかし、久光の建白は、その内容が終始国体表象としての天皇の威徳の拡大強化を名目とし、久光によつて我々固有の美風として把えられていた、封建的秩序の回復強化を目標としていた点に特色を持つ。したがつて、廃藩置県以後急速に展開した封建的支配体制解体の為の諸政策と欧化政策とが主として批判の対象となつた。久光の政治活動は、常にこれらの建言の実現を名目として展開してゐる。そこで、まずこれらの建言の内容を順を追つて整理検討してみよう。

最初の建白は、五年六月、明治天皇の西国巡幸の折鹿兒島において行なわれた<sup>1</sup>。それは一四ヶ条から構成されており、その内容は、表1に示すとおりである。<sup>2</sup>これは久光自身が晩年に『久光親語記』<sup>3</sup>の中で、「彼の建言の半ハ以上ハ、唯今にも肝要なことが有り、殊に十四ヶ条ハ、単に大綱を記したるものにて、一ヶ条で百端に渉ることが多し」（句点筆者、以下同じ）と述べているように、彼の政治論の基調をなすものであ

つた。この建言の綱領とも言うべきものは、第二条の「立国本張紀綱事」である。翌六年に提出された一四ヶ条建言の註疏<sup>4</sup>によつて、その意味するところを示せば、

国本ヲ立ルトハ皇國ノ本体ヲ動揺セシメサルヲ云本体トハ則皇統一系  
万古革命ナク綱常明カニ礼義ヲ崇ヒ廉恥ヲ重シ民心ヲ維持スル正ニ  
シテ且大ナル者ナリ紀綱ヲ張ルトハ綱ハ綱ノ大綱紀ハ綱中系綱ノ目ニ  
シテ其大ナル者ヲ張り其小ナル者ヲ治ルヲ云也今ヤ洋說横行將ニ國本  
ヲ傾敗スルニ至ラント是ヲ以更ニ紀綱ヲ張り皇國ノ基礎ヲ確定スヘ  
シ夫朝廷ノ政其大綱ナルハ君臣ノ礼正ク上下ノ分定リ百官其職ヲ尽ス  
ニアリ方今朝令暮改人々帰嚮スル処ヲシラス今日甲官ヲ罷メラレ不日  
乙官ニ任シ朝廷殆ント逆旅ノ如シ何ヲ以紀綱ヲ張ルニ暇アラランヤ<sup>5</sup>  
とみえる。ここに久光の国体論と政策論の基本概念が示されていると言えよう。すなわち彼は皇國の本体を確固たるものにする（立国本）を重視し、儒教的秩序に依り、万古一系の皇國の隆盛を計る政治を理想としていたことが知られるのである。そして、かかる理想の実現の手段として、他の一三ヶ条を挙げている。これらの中で最も強く主張されているのは、第三条・第六条に表われているところの欧化政策批判で、これは他の条項にも底流として流れている。久光は、彼の政治論実現の為には、現今の国体を傾敗させている欧化政策の排斥が第一であると考えていたと言<sup>6</sup>える。

つづいて、各箇条を久光の綱領との関連から整理しよう。国体確立を

目的として次の主張が挙げられている。すなわち、天皇の徳育に関するものとして、至尊御学問之事（第一条、以下数字のみ）が挙げられ、儒教思想に基づいて学術を正し（4）、四民平等政策を廃して身分制を確立する（8）と共に、服制を定め（3）、外国との区別を画然とする事（6）が必要であると主張されていた。又、政治の面では、言路を開き（11）、人材を登用（5）すると共に、西洋心酔によつてもたらされた官紀・風俗を肅正し（9・10）封建的税制・禄制を復旧し（13）、出納を詳量して財政の基盤を強固にする事（14）が必要とされたのである。

では次に、以上のような久光の政治論が如何なる政情認識によつてもたらされたのかを、前記の『久光親話記』を中心に検討しよう。

久光は、旧越前藩主松平慶永・旧宇和島藩主伊達宗城等と共に、幕末における公武合体運動の主導者であつた事は衆知の事実である。しかし、幕府の倒壊以降、維新政府によつて進められた種々の政策は、我国「固有の風土人情等より自然に生じた」国体をも顧みないこととなつた。加えて政府官僚は、「開化開化とむやみに唱え、皇室の重きも憚らず、下人民の情状をも察せず、苛酷な制令繁多な法令を出し、不急無用の土木を企て、驕奢を極め、國民は塗炭の困苦に迫り凍餒の者も少からず、遂に其怨声は主上に帰す」こととなり、人情風俗の変化と相俟つて「遂には共和政体と変するに至る」と考えられていた。この共和制移行に集約的に示された政情への憂憤は、次のことによつて更に助長されたと言えよう。

抑も維新の鴻業たるや我藩与りて力ありとし藩士等皇恩を荷ふて要職に立つ者亦従て多しとす然るに彼等は爾來漸やく余を疎外に附するの気色ありしが殊に昨年（明治四年）七月廢藩置縣の制度を施行せし以來は倍々以て其甚しきを加え既に近日に至りては一人として大政の形情を報知する者すら之なし<sup>7</sup>

すなわち、薩長を主体とする維新政府が、廢藩置縣以後制度的に旧主の封建的特権を剝奪し、封建的身分制度を解体して、久光を政界から隔離したことは、維新変革の魁を以て任ずる。久光には黙許しがたい事であつた。久光は以上の場合下に新政府の欧化政策をことごとくに批判すると共に、明治天皇に「数百年代すたれたる皇威を恢復」した先帝の偉業を發展的に継承することを期待して、儒教精神に法つた天皇親政の確立を建議したのである。

久光の第一回の建言である、一四ヶ条建言の主な内容は以上の如くである。

さてここで久光建言の特色を簡単に記しておこう。第一に、建言は欧化主義政策が國本を衰微させ、共和政体への移行の危険性を持つてゐるという久光の政情認識によつて提出されたもので、久光の反政府的態度の表出であつた。これは又、旧領主階級の政情認識とも共通するものである。第二は、建言の内容が「國本」の確立を目的とした観念的政治論とも言うべきものであつた。すなわち、この建言は、「迂腐ノ議論<sup>10</sup>」と評されており、「從三位（久光、筆者註以下同じ）ノ建言ナラハ、彼ノ

件々ニ就テ直ニ行ハルムノ方法ヲ設ケ、尤モ親切適宜ニ弁明セラルベキコトナランカ<sup>11</sup>と指摘されている様に実践の方策を欠いているものである。第三に、これは、久光が「老成重厚剛毅木訥ノ人(中略)聖徳ヲ輔導<sup>12</sup>すべきを自認して、皇国の確立を建言したもので、この建言の実現された政治体制こそが、久光の理想社会であつた。政策論の分野に出された「慎淑人事」以下八ヶ条は、政策批判であると共に、まぎれもなく彼の国体論実践の為の手段でもあつたのである。

ところで、かかる久光の政治論は、決して久光に固有のものではなく、旧平戸藩主松浦詮が、六年九月に太政大臣三条実美に宛てた書翰の中で、

即今之形勢を恐察仕候ニ開化文明日ニ進歩御政令被行届候段恐悦至極奉存候然ニ流弊稍萌候勢相見候間今日御矯正不被遊候而者自ら不可言之憂を讓ニ至可申かと深く杞憂仕候(中略)今日皇国御浮沈之枢機<sup>与</sup>可申御時節やニ愚探仕候右者は儘只進歩を御務被遊候へハ愈浮薄之風<sup>与</sup>振<sup>(七)</sup>ニ酔洋之弊遂ニ不可防ニ至可申掛念仕候(中略)先御国体を御維持被遊候様有之度奉渴望候<sup>13</sup>

と述べている様に、欧化主義を非議し国体を擁護すべしという主張は、旧封建諸侯に共通して見られる政情認識であつた。

註1、『島津久光公実紀』(以下『実紀』と略す)七、三六丁  
2、この表は記載の都合上、次節(五二、三頁)に掲出した。  
3、これは、久光が晩年にその子忠義・忠濟との間に交した談話を筆録したもので、久光の政治回顧録といふべきものである。

4、これは翌六年六月、一四ヶ条建言の諮詢に対して提出されたものであるが、内容上は、五年段階の久光の一四ヶ条建言に対する見解と相違がなかつたと判断される。

5、『実紀』七、四三丁

6、この事は、久光が西洋を排斥していた事を意味しない。むしろ久光は、彼こそが欧化政策をとつた魁であると認じていた(『保古飛呂比抄』)。久光は急激な欧化政策によつて、我国固有の美風と見做している国体が破壊され、共和政治に転ずることを慮れていたのである(『久光親話記』)。

7、『大西郷全集』二、六九一頁

8、『保古飛呂比抄』明治八年九月(以下日付は、八・9の如く略す)。

9、『久光親話記』によれば、久光は、公武合体運動のシンボルとしての孝明天皇を、藤原氏の権力介入を排撃し天皇親政の実を挙げた後三条天皇以来の英君と評価し、明治天皇に彼の理想像の実現を期した。

10・11、『新聞雑誌』五七号(五・8)

12、『一四ヶ条建言註疏』(『実紀』七)

13、六・9付三条宛松浦詮書翰(『三条実美公年譜資料』)

## 二、政策批判の展開

久光の一四ヶ条建言に示された観念的政治論は、六年以降政策論として展開された。それは、六年六月に提出された二〇ヶ条建言、七年五月に提出された二一ヶ条建言及び島津公見込書に表わされている。そこで、ここでは特殊な性格を持つ島津公見込書は除いて、二〇ヶ条建言及び二一ヶ条建言によつて、久光の維新政府への批判点を明らかにしたい。まず、次に示す表1によつて、各建言の分析を進めてゆきたい。なおこの表は、一四ヶ条建言・二〇ヶ条建言・二一ヶ条建言の各箇条をその

21 条 建 言 (明治7年5月)	
a. 凡法度ヲ改革スル者先王ノ意ニ本クヘキ事	
c. 曆書ヲ復シ時月ヲ明ニスル事	
j. 農業ヲ重シ国本ヲ務ム	
u. 外交ヲ慎ム	
d. 人才ヲ招徠シ直言ヲ聴クヘキ事	
e. 地方官ヲ正ス	
f. 法ヲ明ニシ禁ヲ厲ス	
g. 黜陟ヲ果シ百官ヲ厲ス	
h. 凡官員士族ヲ用ユヘシ平民ハ追而之ヲ任スヘキ事	
n. 民ニ信ヲ失ハサル事	
q. 煩細ノ法令ヲ蠲	
s. 一切民事席上ニ論定スヘカラサル事	
l. 兵備ヲ嚴ニス	
m. 士族ノ常職ヲ立テ勇武ヲ尊尚ス	
i. 儲蓄ノ法ヲ設クルヲ急トスル事	
o. 華奢ヲ去リ節儉ヲ勤ム	
p. 雜費ヲ省キ国用ヲ豊ニス	
r. 諸税ヲ省減	
t. 奸商ヲ懲ス	
b. 神道ヲ明ニシ朝儀ヲ正スヘキ事	
k. 学校ノ規則ヲ改正ス	

ままの形で、次の分類に従つて整理したものである。すなわち、大きく「I」国体論、「II」政策論に分け、「II」を更にA政治、B軍事、C財政、D官紀風俗の肅正、E教育・宗教の五つに分類した。なお、二〇ヶ条建言は、各条項に示された内容を否定したものである。又、表2は、各建言間の継承関係を示した表である。これは、一四ヶ条建言の各条項が、以後の建言にどう継承されたかを中心とし、二〇ヶ条建言―二一ヶ条建言への直接の継承関係は、後者の欄中に( )で示した。

さて二〇ヶ条建言は、久光が一四ヶ条建言及び国事に対する諮詢に応じて上京した後の六年六月二二日に提出された。この時期は、参議西郷

隆盛を中心として、徴兵令・学制の発布、太陽暦の採用等の諸政策が実施され、地租改正令の公布を前にしている時であつた。

二〇ヶ条建言の特徴は、次の如くである。

一、この建言の全条項が、第一回の建言条項をそのままの形で、もしくはその派生内容として継承している。

二、さらに具体的に言えばこの建言中、一四ヶ条建言の「I」を継いでいる簡条が表2に明らかのように一三項(全体の65%)に及んでいる。<sup>2)</sup>

三、一方久光が最重要視した「I」の分野に七項(35%)みられるが、

中でも特に「I」―1の実践の為に天皇の輔弼関係条項が、ホ・ヘ・トの三項見えることは、二〇ヶ条建言にだけ見られる大きな特色である。

四、第一回建言の「I」―4正学術事とは、学政を一新し正学を講明すること、経國の大才を養成すること、教部省をして教部の実を明かにさせること、邪宗を抑え風俗を正すこと等の内容を含み、「立国本張紀綱」を実現するための重要施策であつたが、この簡条が、A―ソ・ツ、E―ヌ・タの四ヶ条にもわたつて継承されている点も、現実

表1 島津久光の建言対照表

	14ヶ条建言 (明治5年6月)	20ヶ条建言 (明治6年6月)	
〔I〕 国体論 (天皇親政の確立)	1. 至尊御学問之事 2. 立国本張紀綱事 3. 定服制蔽容貌事 4. 正学术事 6. 謹外国交際審可弁彼我之分事 8. 明貴賤之分事	イ. 先王ノ法服ヲ洋服ニ改ラルム事 ロ. 太陽曆ト称シテ西洋ノ正朔ヲ用ラルム事 ハ. 玉座ヲ奉始各省総テ洋風ニ模擬セラルム事 ホ. 侍読其人ニ非ル事 ヘ. 侍臣阿諛ノ輩多キ事 ト. 兵卒ヲ君側ニ近クル事 ネ. 散髪脱刀ノ洋風ヲ重ンシ束髪帯刀ノ御国風ヲ賤メラルム事	
〔II〕 政策論	A. 政治	5. 慎択人才事 11. 開言路事 12. 慎讞獄正賞罰事	ニ. 各省ニ洋人ヲ雇ヒ彼ノ教示ヲ受ル事 ル. 都下ノ禁令苛酷ニ過ル事 ヨ. 無用ノ官員増加スル事 ソ. 神祇官ヲ廢シ神仏混合シテ教部省トナサレ彈正台刑部省ヲ合シテ司法省ヲ置ルム事 ツ. 民部大蔵ノ二省ヲ合併セラルム事
	B. 軍事	7. 振興兵気正軍律事	オ. 擊劍ノ師ヲ命セラレサル事 ワ. 兵制総テ洋式ヲ用ヒラルム事
	C. 財政	13. 輕租薄斂事 14. 詳量出納事	カ. 不急ノ土木ヲ興シ會計ノ欠乏ヲ顧ミサル事
	D. 官紀風俗の肅正	9. 遠利欲重節義退詐術貴誠実事 10. 嚴禁淫乱明男女之別事	チ. 官員等驕奢恣佚ノ輩多キ事 リ. 華族ノ遊蕩ヲ禁セサル事 レ. 外国人ト婚姻ヲ許サル事
	E. 教育・宗教		ヌ. 学校ノ規則洋風ヲ基本トセラルム事 タ. 邪宗ノ蔓延ヲ妨カサル事

表2 各建言間継承関係一覧表

	14ヶ条建言	20ヶ条建言	21ヶ条建言	
I	1	ホ, ヘ, ト		
	2	ロ, ハ	a, c(ロ), j	
	3	イ, ネ		
	4	ソ, ツ, ヌ, タ	b, k(ヌ)	
	6	ニ, レ	u	
	8			
II	A	ヨ	e(ヨ), g	
	11		d	
	12	ル	f, q(ル)	
	B	オ, ワ	l, m(ワ)	
	C	13		r
	14	カ	i, o, p(カ)	
	D	9		t
	10	チ, リ		

表1例言

1. 分類は各条項の主内容によつた。
2. 20ヶ条建言は、表記内容の排撃を目的としていた。
3. 21ヶ条建言の註疏部分は除いた。
4. 各条頭の1, 2……, イ, ロ……, a, b, ……は各建言個条の順番を示す。

出典 14ヶ条・20ヶ条建言は島津久光公実紀  
21ヶ条建言は参考史料雑纂

表2例言

1. 本表は14ヶ条建言の継承関係を主とす。  
例えば、14ヶ条建言の2が次回以後のロ、ハ及びa, c, jに引継がれていることを表わす。
2. c(ロ)の如き表記は、20ヶ条建言のロが次回のcに引継がれていることを示す。

に対応した内容として重視されよう。

五、明治六年より太陽暦が採用された事により、曆制への批判(ロ)が現われている。その内容を七年の二一ヶ条建言の註疏によつて示せば、

「曆ハ經緯調變ノ道開成スル所以ノ本帝王ノ符信万代易ヘスシテ可ナリ」の如くである。これは、久光が彼の建言実施を要求する過程で、服制(Ⅰーイ)・兵制(Bーワ・オ)と共に三要目として重視したものである。<sup>4</sup>

六、政策批判の分野で、第四の特徴と共に注目されるのは、Aーヨ、Dーチの様な官吏に対する批判が現出したことと、官紀・風俗の肅正の分野に、チ・レ・リとまとまつた批判が為されていることである。

二〇ヶ条の建言が以上の特徴を持つことから、同建言は次の如き意義を持つていと言えよう。

この建言の性格は、第一・第二の特徴に最も良く表われている。それは全面的に一四ヶ条建言に立脚した、政府に対する政策批判であるとともに、他方、観念的政治論に止まつていた一四ヶ条建言に対し、具体的な政策批判も展開されていることである。すなわち二〇ヶ条の建言は、先の一四ヶ条の建言の内容を補強し発展させるものであったのである。それは、この建言において、久光が以後の政治活動の中で常に唱えている服制・曆制・兵制の復旧という三要目が打出されていることから言えることである。

次に二一ヶ条建言をみよう。これは久光が左大臣就任直後の七年五月

に提出したものである。この時期は、内政面では参議兼内務卿大久保利通を中心とする有司専制政権に対し反対運動(民撰議院設立建白書の提出・右大臣岩倉具視の要撃事件・佐賀の乱)が相次いで発生し、対外的には台湾征討問題が生起する等、政府と反政府士族層の対立が表面化した時であった。久光の建白は、かかる状況下で大久保政権批判を主内容としている。

二一ヶ条建言は、内容上次の諸特徴を持つ。

一、一四ヶ条建言を継承している条項が、一八項(全体の約86%)ある事は、前回の二〇ヶ条建言と同様の傾向を持つ。しかし、前回との大きな相異は、一四ヶ条建言で最も大きいウエイトを持つ「Ⅰ」の条項の継承が、六ヶ条(29%)に減少している点にある。

二、「Ⅰ」に該当するものは、前回の半数の四ヶ条のみである。すなわち2を継承したa・j、6からのu、ロからのcである。特に天皇の輔弼に関する内容が全く欠落している点は注目されよう。

三、「Ⅱ」では、全般的に具体的で細密な内容の条項が多くなっている。とりわけ、行政面(A)に関する条項が38%と極めて多くなり、特に法令の整備(f・q)と官員の整正(e・g・h)によつて民衆の信頼を得ること(n)が強調されている。

四、士族優先策が前面に現われたことも特徴の一つである。すなわち、軍事面に於ける「士族ノ常職ヲ立テ勇武ヲ尊尚ス」(m)の主張と、Aーh「凡官員士族ヲ用ユヘシ平民ハ追而之ヲ任スヘキ事」の主張に

みられるとおりである。現実にはほとんどの官吏が士族出身者であるにもかかわらず、政治面で士族の優先的採用を主張し、軍事面で四民平等の義務を負う徴兵制を批判し、士族によって軍事を掌握せんとしたものと言える。これは久光の政治基盤と関連して重要な問題である。

五、財政面の内容が充実したことも注目されよう。それは、一四ヶ条建言の「詳量出納事」(14)に関して、i・o・pの三項を挙げている如くである。これらは諸費節減・儲蓄法設置を旨とし、政府によつて進められている「穀代納ノ法」(税制)・「華士族ノ禄」(禄制)・「米価騰貴」(物価政策)に対する民衆の反対を踏まえて為されたものと考えられる。

この様に見る時、二一ヶ条建言は、一四ヶ条建言の政治論に立脚しながらも、二〇ヶ条建言と様相を一変している事が判明する。すなわち「立国本」の名目を前面に押し出した原則的政策論から、左大臣としての政治的立場をふまえた実践的政策論を展開したのである。このことは第三以下の諸特徴によつて一層明らかである。ところで、この建言を、大久保政権の基本人事に介入した久光公人撰書・島津公見込書と対比する時、これはまぎれもなく久光が領主的支配関係を根軸とする天皇制支配体制実現を意図した実践的政治論であることが判然となる。この点は次章で改めて問題にする。

これまで、久光の政治論の性格とその展開過程を、彼の建言内容の検

討を通して考察してきた。そして、そこから明らかとなつたように、一四ヶ条・二〇ヶ条・二一ヶ条の各建言は、次第に具体的な政策批判を展開してきている。では次に彼の政治行動を追跡することによつて、政治論展開の实情を明らかにしてみたい。

註1、「島津公見込書」は、大久保政権の人事面への介入が見られるなど、他の建言とはその意義を異にするので、次章に於て久光の政治活動との関連から分析する。

2、この建言が政策論であることから、継承事項は必ずしも「I」に集中せず、「II」の中にも分散している。

3、トを「I」に分類した理由は、一四ヶ条建言の「至尊御学問事」の註疏に「兵卒ヲシテ君側ヲ擁衛セシムル非常ノ変アルカ如シ」とあることに依る。

4、二一ヶ条建言に服制関連事項がないが、同時期に提出された「見込書」の冒頭に「礼服復旧」とあり、久光は決して等閑視した訳ではない。

5、「見込書」の八項(内一項は皇居造営問題につき実質七項)の内三項を財政問題に当てており、この時点で久光が財政問題に強い関心を示していたことが判る。

6、二一ヶ条建言i条の註疏による。

### III 久光の政権への指向過程

#### 一、左大臣就任の過程

島津久光にとつて、左大臣就任(七年四月、以下「七・4」と略す)に至る政治過程は、政府に地位を得て、天皇の諮詢への回答と言う形で

彼の政治見解を明示する時期であつた。この時期は、大藏卿大久保利通・参議西郷隆盛を中心として進められた封建的支配体制解体政策に対する矛盾が表面化した時であつた。つまり、一方では廢藩置縣(四・七)・土地永代売買の解禁(四・三)等の政策に対して、士族反乱・農民一揆が激発し、他方政府内でも、旧来の藩閥間の対立に加えて、かかる政策をめぐり、この政策について行けない保守的官僚と開明的官僚との対立を引き起した。また、後者はかかる政策によつて出身藩地からも孤立する傾向にあつた。政府は、この危機に対して、天皇巡幸による民心帰趨<sup>1</sup>と、名望家島津久光の登用による政府威信の増加を計つた。久光に対する上京の命は、五年六月、巡幸先の鹿児島において、天皇から直接下された。しかし久光は、病氣を理由に召命を拒否し、一四ヶ条建言によつて「立国本」を根幹とした政治論を提示した。その内容・背景等については既に述べたとおりである。久光のかかる行動は、西郷をして「兵隊の破裂は恐しくも無之候得共、副城(久光)の着発弾には何とも力不及大よはりに候<sup>2</sup>」と言わしむる程政府を困惑させるものであつた。しかし、政府にとつては、久光の行動が「嶋津老人の未夕朝廷之御主旨ヲ了解セザルヨリ差起<sup>3</sup>」つたものであつても、政情が「未夕薩長土之間ニ云々の情実有之時ハ朝廷ニ於而も兎角御心配<sup>4</sup>」と言われる不安定な状態であり、久光の名声と島津の勢力基盤である薩摩の兵力を利用して、政權強化を計ることは不可欠であつた。そこで政府は、五年十一月西郷及び宮内少輔吉井友実をして久光を説諭せしめ、六年三月再度召命を下し

た。政府が久光の上京を策する過程で、久光に「出懸さへすれば何を云ふにも及ばぬ寝て居ても宜ひと申し頻りに迫<sup>5</sup>」つた事實は、政府の久光利用の態度を語つて余りある。さて久光は、先の建言に対する「意見の蘊底ヲ聴<sup>6</sup>」き、「國家ノ為メニ諮詢<sup>6</sup>」すべき召命に接して、四月二三日上京した。彼の上京の目的は、第一に上京によつて廢藩置縣以後の政治的疎外状況を脱し、政府に地位を得て政治実権を掌握すること、第二は先の目的を前提として、彼の観念的政治論を実践することにあつたと言え<sup>7</sup>る。久光は上京に際して四〇〇名の門閥士族を供揃とする示威活動を行ない、六月、一四ヶ条建言の註疏と二〇ヶ条建言を上呈した。これに対し、政府はこれらの建言に何ら解答を与えず放置していたのである。上京以後の久光の行動を、政府筋では次の如く評している。すなわち、彼の主張は「余程時勢ニ後れ候議論ニ而矢張封建之余習相除不申<sup>8</sup>」状態であり、行動は、「今日一体ノ人氣漸ク方向ヲ定メ候時ニ当リ又々以前ニ立戻候様勢力ヲ以テ圧スルハ実不好処<sup>9</sup>」と評された。しかし、一方では「世上一般人氣ヲ動カス<sup>10</sup>」程の者と認識されており、政府は久光の影響力を無視できなかつたのである。

その影響するところは、久光の登用後に現実性を持つてくる。すなわち、久光の支援勢力と考えられるつぎの二つの階層に於てである。その一は、幕末に久光と共に公武合体運動を推進した守旧派<sup>11</sup>(旧封建領主層・旧上級公卿層)と目される階層に於てである。彼らは旧特権の回復を意図して、久光の建言に同調し、後にも述べる如く、しばしば久光と会

表3 守旧派の久光支援情況

久光への支援内容 人名	左大臣要求 6~7年4月	建言採用要求 7. 8	長命要求 8. 4~7	左大臣建言 8. 8・9	左大臣留任要求 8. 10	華族会館 発起人	備考
中山 忠能		○	○	○		○	従一位*
嵯峨 実愛	○	○	○	○		○	従二位*
大原 重徳	○	○	○	○		○	従二位*
大原 重実		○	○				正四位*
五条 為栄					○	○	正四位
平松 時厚					○	○	従四位
松平 慶永	○	○				○	旧福井藩主*
伊達 宗城	○	○		○		○	旧宇和島藩主*
池田 慶徳		○	○	○		○	旧鳥取藩主*
佐竹 義堯		○					旧久保田藩主*
池田 茂政			○	○			旧岡山藩主
亀井 茲監		○					旧津和野藩主
松浦 詮	○	○	○	○			旧平戸藩主
立花 鑑寛		○	○	○			旧柳河藩主*
津軽 承叙		○					旧黒石藩主*
松平 忠和		○					旧鳥原藩主
松平 信正		○					旧龜山藩主
太田 資美					○		旧掛川藩主

典拠、島津久光公実紀・続愚林記・華族会館史・維新史

註、備考欄の\*印は幕末に公武合体派及びその同調者であつた事を示す。(『維新史』によつて判断した。)

合し、表3に示すように数次にわたつて久光の政治活動を支援するようになる。もう一つは、在野のいわゆる不平士族層に於てである。彼等は幕末に尊攘派・草莽の徒として活動した者を含め、新政府に容れられず、諸政策に不満を抱いていた階層である。そこで彼等は、久光を政府の中核に押し立て、久光を通じて彼等の政治的不満を解決しようとしたのである。<sup>13</sup>

久光登用後におけるこの様な諸階層に対する久光の影響は、既に予測されていたところであり、政府にとつて、久光が「時勢ニ後れ候議論」の持主ではあつても、彼を無視できなかつたのである。

さて、召命によつて上京した久光の処遇をめぐつて、二つの思惑が存在していた。まず政府の立場であるが、前述の如き久光利用の態度からして、久光に政治実権を付与することは考えていなかつたと思われる。しかし一方、久光及びその支援階層からすれば、彼の政治改革を実現するために、久光は政府の中核部に位置づけられる必要があつた。彼等は久光の経歴と力量から、左大臣を望んだのである。<sup>14</sup> 政府は、このような在野の久光に対する期待を、「右者固ヨリ功績ノ人ニ候得者当前ノ事」<sup>15</sup>と評価せざるを得なかつた。しかし建言に対すると同様、久光の官途就任は一向に沙汰されるところとはならなかつたのである。

ところが、六年一〇月の征韓論をめぐる政府分裂以後、様相は一変した。政府分裂後、大久保利通は新設の内務省に卿と為り、大蔵・工部の各省を傘下に入れることにより、強兵富国のための内治優先策を実施せ

んとした。しかるに、征韓論に破れた西郷隆盛の下野は、士族反乱の危機を醸成するに至つた。この時に当り、久光の周辺にも「彼県士は不及申、從二位殿（久光）ニ心をよせ居候者、諸県にも幾許も有之候故、是等之者憤起して変を生し可申」<sup>16</sup>状況が生まれはじめていた。かかる状況下で、政府は、久光の官途登用要求の高揚と、鹿兒島県士族の激発を抑止するため、久光を内閣顧問の任用に踏み切つたのである（12・25任）。しかし、その職務は「親臨國事御評議ノ節參候」<sup>17</sup>するにすぎず、何ら實質的な権力を伴わないものであつた。当初、太政大臣三条実美・右大臣岩倉具視は、久光を内閣議官に任じ、大政に参与せしめんとした。しかし、それは閣議の否決するところとなり、かかる任命になつたのである。<sup>18</sup>この任命が士族の激発を抑制し、<sup>19</sup>久光の任用問題に画策した守旧派をして、「衆人所企望也、重職定而國家裨益可有之、尤幸甚之至也」<sup>20</sup>と言わしめた点で何程かの成果を見た。しかし前述のとおり実権を伴わない内閣顧問であつたことから、間もなく久光は辞表を呈し（七・1・9）、<sup>21</sup>帰県を願ひ出した。久光任官に腐心した三条・岩倉にとつて、久光の辞表は全く慮外の事であり、その行為は勤王家久光の本質に悖るものと評しながらも、なお慰留に腐心した。<sup>21</sup>しかるに、大久保は久光の所為を「子供同様之躰ニ而甚込入仕合ニ御坐候、理屈上ニ而了解仕候位なれハ致安ク候得共、全自棄自暴之姿ニて逆も歯牙ニ懸兼申候」<sup>22</sup>として冷やかな態度を示している。

久光が廟堂を去ろうとする折しも、大久保政権に対する反対運動は、

下野征韓派とその同調者によつて、民撰議員設立建白書の提出（1・17）、佐賀の乱（2・1）の形をとつて爆発した。佐賀の乱は、大久保政権に対する最初の大規模な反乱であつた。そしてこの乱は、久光の政治的状況を一変することにもなつた。つまり政府は、反乱の鎮定の為に大久保を西下させると共に、かねて帰県願を出していた久光に対し、藩地における士族暴発の鎮定を使命として帰県を許可したのである。もとより、不平士族層の処遇改善を改革の眼目の一つとする久光にとつて、士族層の反乱は黙止しがたいところであつた。建言が容れられぬまま政府を離れようとしていた久光は、ともかくも乱をおしとどめる事を使命の一つと考えたのではあるまいか。それ故、帰慶後の久光は、鹿兒島県の士族はもとより、佐賀憂國党の指導者副島義高等をも説諭して、乱の拡大防止に尽力したのである。<sup>23</sup>この事件の処理をめぐつて、再び久光の処遇が問題とされた。守旧派は、士族反乱の鎮定に示された久光の手腕を「閣下当節御鎮定之実効ハ精練數百大隊之力不可及企」<sup>24</sup>として高く評価し、「此勢ニ一日モ早ク御上京救時之大策被相立度」<sup>25</sup>と、強く久光の上京を促すところであつた。政府も久光の実績を無視し得ず、不平士族層の反政府運動を征台によつて解決しようとしていた時であり、不平士族層の支援を受けている久光の上京を促さざるを得なかつた。かくて四月三日久光に上京の召命が伝えられ、同二七日久光は念願の左大臣に就任したのである。<sup>26</sup>

註1、天皇巡幸は、僻邑の地に朝意の嚮う所を知らしめ、王化を洽からしめ、

朝意奉戴の念厚からしむるを目的とした(『天皇紀』二、六七四頁)。第一回の西国巡幸は、政府の権力基盤である反面、最も反政府運動の激しい同地方の慰撫を目的とした。

- 2、五・8・12付大久保宛西郷隆盛書翰(『大久保利通文書』)
- 3・4、六・1・13付岩倉宛香川敬三書翰(『岩倉家文書』)
- 5、『久光親話記』
- 6、『天皇紀』三、四三頁
- 7、六・5付岩倉宛三条実美書翰(『参考史料雑纂』一二七、宮内庁書陵部蔵)、六・5・4付寺田平之進宛西郷隆盛書翰(『大西郷全集』二)
- 8、前掲六・5付三条実美書翰
- 9、六・4・22付岩倉宛大原重実書翰(『参考史料雑纂』)
- 10、六・8・15付村田・大山宛大久保利通書翰(『大久保利通文書』四)
- 11、彼等は当時すでに守旧派(守旧家)と言われていた。すなわち、『保古飛呂比抄』八年九月条に、「今日ノ党派ヲ云フ時ハ急漸ニ派ト守旧家ト也」とある如くである。なお本論で使っている他の党派名は、『木戸孝允日記』八年十月二三日条に「征韓党封建党民権党不平之徒云々」とある所に依拠している。
- 12、六・3・15付岩倉宛大原重実書翰(『岩倉具視関係文書』五)
- 13、前掲六・5付三条実美書翰
- 14、六年(月日不明)岩倉宛大原重実書翰(『岩倉具視関係文書』五)
- 15、前掲六・4・22付大原重実書翰、なお、同史料に依れば、久光の左大臣就任は、英国公使パークスも「必太政大臣ノ下参議ノ上ノ職ニ可任」として認めていたのである。
- 16、六・11・28付小河一敏建築(『岩倉家文書』五)
- 17、『実紀』七、五六丁
- 18、『天皇紀』三、一七八頁
- 19、津田茂麿『明治聖上と臣高行』三〇二頁
- 20、『統巖林記』六・12・25条(宮内庁書陵部蔵)
- 21、七・1・11付大久保宛岩倉具視書翰(『甲東叢紙』二)、七・1・24付岩倉宛三条実美書翰(『参考史料雑纂』一〇四)

- 22、七・1・12付岩倉宛大久保利通書翰(『参考史料雑纂』一三八)
- 23、『鹿児島県人と田中山へ応接之次第』(『公文録』四、佐賀征討始末)、副島義高は、久光の一四ヶ条建言の熱心な信奉者であった。
- 24・25、七・3・28付久光宛伊達宗城書翰(『実紀』八)、なお同時点で、大原重徳・松平慶永らも上京催促の書翰を送っている。
- 26、『天皇紀』三、二四七頁

## 二、政治論の実践要求

久光は、左大臣就任後、これ迄の建言を更に具体化し二ヶ条の政策論を展開した。しかも久光は積極的にその実行を要求し、久光によつて実践を阻むものと考えられた大久保利通等と対峙する姿勢を明らかにした。それは、七年五月に提出された島津公見込書・久光公人撰書に端的に示されている。

まず、この時期の久光の政治姿勢を「見込書」を中心に、先述の二ヶ条建言との関連で検討したい。「見込書」は次の内容を持つ。

- 島津公見込書<sup>1</sup>
- 礼服復旧 租税復旧
- 雑税新規ノ分免ス
- 違式註違ノ中苛酷ナルハ除ク
- 兵士復旧 陸軍ヲ減シ海軍ヲ盛大ニス
- 不急ノ土木ヲ止ム
- 皇居ハ此際造営アルヘシ尤西京ノ体ニヨル

右ノ件々、大久保異議アル時ハ免職

若御採用ナケレハ僕奉職モ無益ニ付辭職奉ル

「見込書」は、次の様な特徴を持つ。

その一つは、服制の復旧を第一として、税制・兵制の復旧を挙げていることにある。二ヶ条建言が天皇の輔弼関連条項を欠き、政治・軍事・財政関係を中心としていることを考え合せる時、為政者久光の政治姿勢は明らかである。

第二の特徴は、久光が左大臣の職を賭けて建言の実現を要求している点にある。すなわち久光は、大久保が建言の実現を阻碍した場合、大久保政権を退け、新たな政権を組織しようとした。これは「久光公人撰書」で一層明瞭となる。 「人撰書」によれば、久光が排斥の対象としたのは、参議兼大藏卿大隈重信（肥）、大藏少輔吉田清成（鹿）、参議兼外務卿寺島宗則（鹿）、外務少輔上野景範（鹿）、内務省出仕伊地知貞馨（鹿）、租税頭松方正義（鹿）の六名である。これは久光の財政政策・欧化政策批判に基づく、大藏・外務官吏への攻撃という形をとっている。しかもその実体は、内治優先Ⅱ領主的土地所有制解体政策をとる大久保政権の最重要ポストにある内務・大藏両卿及び大久保に連なる鹿児島出身官僚の排撃にあつた。久光は、彼等に替わる者として、工部卿伊藤博文（長）、石川県令内田政風（鹿）を大藏省に任用し、副島種臣（肥）を参議兼外務卿に任命し、更に西郷隆盛（鹿）、板垣退助（土）を参議に復職させると共に、斎藤利行（土）・前原一誠（長）を参議に登用しよう

とした。久光の任用方針は、征韓論分裂によつて廟堂を去つた留守政府首脳陣との提携と、萩に於て木戸孝允と対立し徴兵制に強硬に反対した前原一誠<sup>3</sup>、久光の腹心国学者内田政風の登用を特色とし、反大久保実力者内閣を構築せんとするところにあつた。もともと久光は、西郷隆盛等と対立していたにもかかわらず、彼等の征韓による皇威伸張論と国内における士族軍事独裁制樹立の主張が、久光の政治論と共通点を持ち、かつ彼等が反政府の立場にあるが故に彼等を受容したと言えよう。

「見込書」の第三の特徴は、久光が勢力基盤への配慮から、旧来の観念的政治論の域を脱し、為政者としての対応策を具体的に提示していることにある。すなわち、彼は封建的税制の復活を強く要求し、四民平等を原則とする徴兵制に反対した。なお二ヶ条建言に於ける官吏登用の際の士族優先策もその表れである。又海軍拡張の主張は、征韓派への対応策であつたと言えよう。

政府は、上記の如き久光の政策・人事面の要求を征台事件による政情逼迫を理由として却下し、大久保の清国派遣（8・1）を期としてこれらの建言の提出後、その採用をみるまで出仕を見合せていた久光を出させた。

出仕後の久光は、強硬に建言採否の勅裁を要求すると共に、建言の実現の為に守旧派の間に画策し、政府に対する側面攻撃を企てるのである。

まず七年一〇月、久光は上奏して建言採否の勅裁を要請した。この上

表の中に、久光は「若シ臣カ愚意採ルヘキトセハ臣ニ委任シテ其成功ヲ責玉ハンコトヲ」と記している。このことは、久光が単に建言の採用を願ったという以上に、久光が積極的に自ら建言の実施を計らんとする態度の表出であり、政権担当の意向をほのめかしたものである。しかし政府はこの建言に対しても又何ら解答を与えなかつた。

ついで、翌八年二月の大阪会議の後、久光は再び建言採用要求を提出した。久光の要求激化に対処して、三条実美・岩倉具視は、三月三〇日久光に次の如き答書を与えている。それは、二〇ヶ条建言については、イ・ロ・ハ・ニ・オ・ワ・レ・ネの各箇条の復旧は不可能、「見込書」の内礼服・租税の復旧は為しがたいとするものであつた。<sup>7</sup>しかるに、久光は服制の復旧こそが、曆制の復旧と共に、内外の区別を画然とし、現今の政情不安を解消するための有効な手段であり、一方では、租税復旧による経済安定策同様「国家ノ財政ニ關係スル所尤大」<sup>8</sup>なるもので、「臣カ上ル所条中ノ本幹」<sup>9</sup>であつたとする。すなわち、久光にとつては、彼の政治論実現の為に服制・曆制の復旧が最優先されなければならなかつたのである。そこで久光は、これらの採用を強力に主張し、かつ彼の観念的政治論の立場から大いに政府を攻撃した。久光は、三条・岩倉との交渉過程で、これ以上政府が久光に国政参与を求めるならば、彼等とは無関係に左大臣の独断を以て政治を処置する等のことを主張し、このため何ら事態は解決の方向が見い出されなかつた。しかもこの間久光は病と称して出仕を控え、政府に対ししばしば強硬に建言の採用を迫

つている。しかし政府は、建言各箇条の採否を明確にし、「速ニ出勤猶尽力候様天朝より御直命相成候ハ、左府（久光）必感発アルヘク此恩遇外大臣ヲ初他之差響ニ相成間敷」<sup>10</sup>との判断によつて、四月一五日勅命を下して出仕を促した。しかしながら久光は、服制・曆制に彼の名分論を集約した形で建言採用を要求している時であり、その否決の勅に対して、同日更に先に三条宛に提出した密表によつて宸断を得んことを上請した<sup>11</sup>のである。

久光がこの様に強硬に建言の採用を要求した背景は一体何であろうか。一つは、言うまでもなく建言の実現こそが國家を本来の在るべき姿に戻し得るとする久光の信念に基づくものである。さらに、久光のかかる主張が必ずしも久光個人に孤立したものでなかつたことである。さきにも触れたように、久光を支援したものととして、いわゆる守旧派があつたが、久光は左大臣就任後頻繁に守旧派と会して国事談合を重ねていた。<sup>12</sup>久光の人撰書をめぐる政府との対立に当つても、守旧派は結束を固め、久光の出仕後まもなくの七年八月二五日、中山忠能・嵯峨実愛・大原重徳・松平慶永・伊達宗城・池田慶徳等一四名連名のもとに、久光支援の建白を行なつた（前掲表3参照）。それは久光建言の採用と久光任用の輕きを非議し、左大臣の実を挙げしむべき事を内容とするものであつた。<sup>13</sup>尋いで翌二六日、宮内省出仕元田永孚が、維新の功臣である久光等六名を輔臣として信任すべき旨を上奏している。<sup>14</sup>また、その後においても、久光と同調した建言がしばしば出されているがこの点は後述する。

註1、「参考史料雑纂」八七

2、同上

3、松下芳男氏『明治軍制史論』上、二五九頁、遠山茂樹氏『有司専制の成立』(『自由民権期の研究』一、一五頁)

4、内田政風は、八年三月三十一日石川県令を辞し(『公卿補任草稿』宮内庁書陵部蔵)、久光を補佐して国事に尽力した(『平凡社大人名辞典』)。

5、『天皇紀』三、二九三頁

6、『天皇紀』三、三二六頁、『実紀』八、二七丁

7、『天皇紀』三、四一四頁

8、『岩倉公夷記』下、二六一頁

9、『実紀』八、二七丁

10、八・4・10 付木戸宛安達頭(左院書記生、尾書翰(『参考史料雑纂』一四)

11、『天皇紀』三、四二九頁、『実紀』八、二七丁

12、『統巖林記』七年

13、『実紀』八、二二丁

14、『天皇紀』三、二九八頁

### 三、大阪会議体制批判

政府は、久光の再度の勅答要求に対して、彼を元老院議長に兼任することによって解決しようとした。

すなわち、久光説諭の命を受けた三条実美は、特命全権公使柳原前光を介して、久光に元老院議長兼任に付参朝すべき事、建言は院議に付し上奏の上施行する事等と内容とする内勅を伝えた<sup>1</sup>(5・5)。久光はこれより先、板垣から密かに同様の内示を受け、板垣より建言実現の為尽力すべき内約を得、副島種臣の副議長任命があれば議長就任を考慮すべき

態度を示していた。<sup>2</sup>しかしながら、なお久光は、内勅に対して服制不採用を理由に難色を示した。ところが、板垣・陸奥・宗光等の主張に依つて、

元老院の立法権拡大が元老院章程補正案に明記された段階で、久光の態度は変容した。すなわち、五月一五日再度の内旨に接して、久光は三条

・岩倉両大臣と誠心協議する意向を示している。<sup>4</sup>それは、久光にとつて

元老院の立法権拡大とはすなわち議長権限の拡大であると認識され、久光の観念的政治論実践の為の有効な手段と考えられたからである。つま

り久光は元老院において、久光―副島によつて立法権を掌握し、院外の

板垣の協力を得て建言の全面实施を計ろうとしたものである。これらの

事から、久光は議長就任に際し、次の三条件を要求していたと思われる。それは、①板垣の久光建言実現の為の尽力、②副島の副議長就任、

③元老院議長の権限拡大である。しかるに、板垣等の立法権拡大の主張

が、木戸・大久保等の反対によつて否決されるや、久光は翻然と湯治御

暇願を提出した。<sup>5</sup>(6・19)。すなわち、久光における議長就任の三条件の

うち、②・③の二点が消滅したことになるからである。

ところで、久光処遇問題を担当している三条は、大久保から「此度ハ願通一旦御聞届相成候方可然」<sup>6</sup>と進言があり、一方ではさきの議長兼任

の内勅、三条久光間の柳原の尽力等もあつて両者の板ばさみとなり、一

ヶ月余も議長兼任問題に何ら具体的な方策を定め得なかつた。<sup>7</sup>しかもこ

の間、守旧派嵯峨実愛・中山忠能・池田慶徳・松浦詮・立花鑑寛等は、久光の進退問題について三条を問訊し、彼の議長就任を要望した。<sup>8</sup>加え

て、元老院問題に關して木戸・大久保等と意見を異にし、台灣問題の引責の形で辞表を呈していた岩倉も、久光接近を図り、久光の議長兼任を強く支持するようになった。<sup>9</sup> さて、これらの支援に加えて、有栖川宮熾仁親王を勅使とし、久光の議長就任説得の内論が出されるに及び、久光は再び議長就任承諾の態度を表明した。<sup>10</sup> 以後、久光及び家令海江田信義・奈良原繁の三条に対する議長任命決定要求は日を追って激しさを増して行く。<sup>11</sup> 一方元老院内では、当時副議長に任にあつた後藤象二郎が、久光との感情的対立から、久光の議長就任に反対し、副議長辞退の意を示すなど、久光と元老院の対立は深まつていった。<sup>12</sup> 折から地方官會議の閉会を迎え、事態は木戸孝允によつて收拾されることになつた。久光の議長兼任は、木戸・伊藤の強い反対にあり、閣議も寺島宗則の「左府公ノ地位ニテ議長ハ各国ニテモ無之」という体裁論の線に添つて中止と決定された。<sup>13</sup> かくして、七月三日の勅命により、久光は再び左大臣の職のみで出仕する運びとなつた。ここに、久光における立法権掌握の心算は、木戸・伊藤によつて葬り去られたのである。

以上に記した久光の元老院議長兼任をめぐる政治対立は、次に示す様な大久保政権に内在する政治矛盾を露呈した点で重要な意義を持つ。

第一は、天皇制絶対主義体制の確立のために、守旧派久光を彼の利用の側面によつてのみ政府に導入したことに内在する矛盾である。この対立は、政府が久光の建言採用要求の矛先をくじき、あくまでも久光を政府の諮問機関に封入することを目的としたのに対し、久光が議長兼任を

通して立法権を掌握し自己の政治権力を拡大せんとして生じた対立である。この対立を通して、政府が久光と政治論の上で対決しようとする態度が現われた事は注目されよう。それは、久光を政府の補強物として利用せんとする態度の中から、伊藤博文が、久光に於て「将来政府上之目の一途ニ帰シ不都合相起リ不申見込無之」<sup>14</sup> 以上は、形式的にせよ久光を議長に命じ得ないと主張するところに表われている。

第二は、大阪會議において、本来思想を異にする大久保・木戸・板垣間に成立した妥協から生ずる問題である。ここでは、次の二点に留意したい。すなわち、第一点は三条―木戸に対する岩倉の反目である。これは元老院の設置及び人事をめぐる対立であり、久光と接近しつつあつた岩倉が大久保から遊離しはじめたことである。これと同様の現象が、大久保派の黒田清隆（参議）・西郷従道（陸軍大輔）・大山巖（陸軍少輔）等の間にも生じはじめていた。<sup>15</sup> 第二点は三条―木戸に対する板垣の対立である。これは元老院の立法権拡大・内閣諸省卿分離問題をめぐる対立として現われた。この対立の背景には、木戸が入閣するに当り、鹿児島勢の跋扈を抑制する為に板垣及び土佐勢力を利用せんとしたのである。板垣は政府に地位を得て土佐の人心が板垣から遊離して行つた後の劣勢を挽回せんとした、両者の入閣の際の目的の相異に根ざすものがあつたのである。<sup>16</sup>

さて、立法権掌握に失敗した久光は、彼の建言を実現させる手段として、左大臣の権限強化を目論み、政府に主導的地位を得ようとはじめ

た。久光のかかる政治姿勢は、守旧派の久光への期待とも一致するところであつた。すなわち、嵯峨実愛は再出仕した久光に対する期待を、彼の日記に「國家尽力近年弊風改革御國体基礎確定所祈也<sup>17</sup>」と記している。久光の行動は、政情認識を共にする守旧派への策動によつて開始された。すなわち八月二四日守旧派は、中山忠能・嵯峨実愛・伊達宗城等八名の連名で建言書を上呈している（前掲表3参照）。これは、久光の家臣中山忠左衛門の画策と、久光と守旧派の会合（8・19、22）によつて成つたもので、内容的にはかねてよりの久光の見解を反映したものと見做すことができる。ところでその内容は、議長兼任問題を通じて露呈されてきた太政大臣の裁決忽卒緩漫の弊を正し、左右大臣の職權拡大を要求するものであつた。<sup>19</sup>したがつて久光は、彼等の上奏に際し、奏議を聴納すべきを奏してその実行を要請したのである。忠能等は九月六日更に上奏し、前の建言によつて即刻政治の根底の改革を要求し、征韓問題・元老院議長兼任問題・尾去沢銅山裁判一件・官員の建言問題等を列挙して、政府の忽卒・遅緩の弊を非難した。<sup>20</sup>ここに守旧派は、政府に対する久光の建言採用要求から、彼ら自身も又具体的な政策批判を展開しはじめたのである。この建言は、翌七日に出された内田政風の海外貿易に関する建言によつて更に補強される場所であつた。<sup>21</sup>

ところで、同じ頃内閣分離論をめぐつて、久光への板垣の接進がみられる。内閣分離は大坂会議における決議事項の一つで、実施の時期をめぐる対立があり、板垣は即時断行を主張していた。板垣の主張は、天皇

の輔弼機関としての内閣の強化にあつた。すなわち、彼は内閣を「純然トシテ大臣及ヒ三四參議ノ陛下ヲ輔弼シテ天下ノ大政ヲ総理スル所トナシ以テ各院省ヲ統フ」機関とする事を意図していた。ところで、板垣が強硬に内閣分離を主張するのは、次の理由によると思われる。すなわち、それは言うまでもなく立憲政体樹立の詔の実現をはかることであつた。それと共に注意されるのは、彼が一方で民権論者としても重きなしていたこととの関連であらう。民権論者による參議板垣への期待は、政府内で民権論の実践をはかる人たるところにあつた。<sup>23</sup>しかるに、板垣の參議在職中元老院の立法權強化策の却下や反政府運動取締の為の議院律・新聞條例の制定をみたことは、民権論者の期待に反し、民権家板垣の立場を容易ならざるものにした。このため板垣は、自己擁護策としてかねてより主張していた内閣分離の実現を計ろうとしたのであり、このため彼は久光と提携したのである。一方久光は、内閣分離により有力參議の權限を分散し、輔弼機関の強化をはかる事は結果として左大臣の權限が相対的に強化されると判断した。目的はともあれ、内閣分離を実現するという点で板垣の主張と一致したのである。

久光が板垣と提携するや民権家河野敏謙・島本忠道・沼間守一、小室信夫等徳島の自助社連、不平士族川原塚茂太郎等も久光を支援し、久光を太政大臣に推戴して自らも政府に地位を得んと図つたのである。<sup>24</sup>この段階に於て、久光は守旧派及び民権家・不平士族層の支持を背景として、左大臣の權限をより一層強化しようとしたのである。

さて、反政府勢力の政府攻勢が激化するや、木戸孝允は大阪会議体制の実現と国家財政整備の困難なことを自認し、参議の辞意を表明した<sup>25</sup>（9・5）。これを機として、久光は三条に対し連日内閣分離の実施を要求することとなつた<sup>26</sup>。久光等の分離論に対し、政府においても、大久保の「判然御別ケ可然<sup>27</sup>」との政治的判断もあり、ほぼ分離の運びとなつていた。しかるに、朝鮮において江華島事件が発生するや事態は一変する。すなわち、政府は木戸に辞意の翻意を促がし、大久保との連携の下に朝鮮問題を解決させ、分離問題も又この事件との関連から否決しようとした。この時に当り、久光は一時朝鮮問題解決のためには不分離も止むを得ずとの態度を示している<sup>28</sup>（10・3）。これは、久光が同志との間に「此度ハ是非朝鮮ヲ攻撃シ其機会ニ内政モ改革スル<sup>29</sup>」計画を持ち、一方では、岩倉が三大臣協力して「万機一途ニ出賞罰黜陟之權」を掌握する方向で久光の廟議尽力を要請した時に於て見られたものであつた<sup>30</sup>。しかるに、岩倉との交渉において、なお先の建言の実現を計ろうとする久光は、年来の主張である服・曆の復帰を主張し、このため交渉は決裂し（10・6）、ついに閣議が不分離に一決した（10・8）。久光はこの後に於てもなお、板垣と分離論を唱えていたが<sup>31</sup>、一九日に出された不分離の勅により、久光の左大臣としての政治権限獲得要求は、完全に否定し去られるに至つた。

ここに至つて、久光の建言を実現し、彼の理想とする政治を実現するために、政府第一人者としての地位を獲得する以外に道はなかつたの

である。それは、自ら太政大臣に就任することであつた。久光は不分離の勅の出された直後、太政大臣三条の弾劾を上奏している。その内容は、三条百官統轄の術に乏しく、事務忽卒遅復し、黜陟賞典情実愛憎に出、人心疑懼怨懟を抱く、臣重職を奉じ、三条と議するも曖昧模糊一事の行なわるるなし、実美を黜け給わずんば、皇国西洋の奴隸となるべき危急存亡の秋なり、と言う三条に対する極めて激しい調子の個人攻撃であつた<sup>32</sup>。久光の弾劾に対する政府の態度は、次にみるとおりである。木戸孝允は、閣議が不分離に一決した段階で、「不分離一決ニ相成候上ハ是非久翁（久光）も内之方ハ手越引不申而ハ不都合千万<sup>33</sup>」として、久光排斥の態度を示し、大久保は「政府之条理ハ何く迄も相立可申（中略）国家創業之際是位之難事ハ常々いたし不申候而ハ大事之成功出来候者ニ無御座候<sup>34</sup>」と言つて、政治論によりまづこうから対立した。かくて、二日久光の劾奏は却下されたのである。ここに於て、久光の政治活動は遂に破局を迎えることになつた。同日久光は辞表を呈した<sup>35</sup>。この時に当りなお、熾仁親王、五条為栄・平松時厚・太田資美は久光の左大臣留任を奏上している<sup>36</sup>。しかしながら政府は、三条の「飽迄政府ノ目的ニ反シ候異論之者を政府中ニ御止メ相成候ハ此迄ハ可然今日ニ至候而ハ決して不可然存候<sup>37</sup>」という意向、岩倉の「条公ニモ幾部カ失策モアルベシ併シ是ハ御一新来ノ事ニテ独リ条公ト申ス事ニ無之自分ドモ同断ノ訳ニ候<sup>38</sup>」という意見の線に一致し二五日久光の辞表裁納を決定した。二七日ついに久光は左大臣の官を免ぜられたのである。なおこの時、板垣も参議を

免ぜられている。

- 註1、『天皇紀』三、四四二頁、「久光一件ニ付内密書取」(『参考史料雜纂』一二八)
- 2、副島種臣は、四月二五日元老院議員に任命されたが、辞退している。
  - 3、『天皇紀』三、四六三頁
  - 4、『岩倉公夷記』下、二六三頁
  - 5、『夷紀』八、二七丁
  - 6、八・6・25付岩倉宛三条実美書翰(『参考史料雜纂』一〇八)
  - 7、八・7・15付木戸宛三条実美書翰(『木戸侯爵家文書』一三)
  - 8、『統愚林記』八・6・22条
  - 9、『保古飛呂比抄』八・5条、八・7・21付木戸宛伊藤博文書翰(『木戸侯爵家文書』一三)
  - 10、八・7・14付岩倉宛柳原前光書翰(『参考史料雜纂』八四)、前掲八・7・21付伊藤博文書翰
  - 11、八・7・20付木戸宛三条実美書翰(『木戸侯爵家文書』一三)、同日付岩倉宛柳原前光書翰(『参考史料雜纂』一〇七)
  - 12、八・7・18付木戸宛三条実美書翰(『木戸侯爵家文書』一三)
  - 13、『保古飛呂比抄』八・7条
  - 14、前掲八・7・21付伊藤博文書翰
  - 15、原口清氏前掲書、一八九頁
  - 16、『保古飛呂比抄』八・7条
  - 17、『統愚林記』八・8・4条
  - 18、同上、八・8・15、17、19、22条
  - 19、『天皇紀』三、四八八頁、『夷紀』八、三七丁
  - 20、『統愚林記』八・9・6条、『夷紀』八、三八丁
  - 21、『内田政風内陳』(『参考史料雜纂』一〇六)
  - 22、板垣退助編『自由党史』上、二二四頁
  - 23、原口清氏前掲書一九五、六頁
  - 24、『保古飛呂比抄』八・7条

- 25、『天皇紀』三、四九一頁
- 26、八・9・18付岩倉宛三条実美書翰(『参考史料雜纂』一〇八)
- 27、『大久保利通日記』八・8・8条
- 28、『岩倉公夷記』下、二七六頁
- 29、『保古飛呂比抄』八・10・13条
- 30、『岩倉公夷記』下、二七一、五頁
- 31、『天皇紀』三、五一頁
- 32、『夷紀』八、三三丁、『天皇紀』三、五二〇頁
- 33、八・10・8付伊藤宛木戸孝允書翰(『参考史料雜纂』一二八)
- 34、『大久保利通伝』下、四三九頁
- 35、『天皇紀』三、五二四頁
- 36、同上、五二六、七頁
- 37、八・10・23付岩倉宛三条実美書翰
- 38、『保古飛呂比抄』八・10・23条

#### IV 総括

明治五、八年にかけての政局は、明治国家の基礎を固めてゆく上で重要な時期であつた。この時期に数次の建白をなし、その実現を要求した島津久光の思想と行動は、必ずしも政府の方策と合致したものではなかつた。しかしながら政府は、急激な政治変革に対する不平士族の懐柔策として、久光を登用した。それは久光の名声と威光を以て、反政府運動者の象徴的存在とし、彼等の利益代表者の登用たる幻影を与えることにより、直接的な政府攻撃の鋒先をにぶらせるところにあつた。かかる政府の目的は、久光の左大臣就任中に一度の士族反乱も発生していなかつ

たことから見て、一応成功したと言える。政府における久光利用の態度は、久光任用中の政局の推移をみるとき具体的にさう。

ところで、久光の立場は、政府の施策を押し止し、旧体制への復帰をはかるところにあつた。それ故に久光の建言は、政府の受容するところとならず、その結果は久光をして、守旧派・民権派・在野不平士族層と結んで、次第に政權掌握の方向へ向わしめたのである。久光の政治活動は、討幕派によつて樹立された新政府に対する、公武合体派・尊攘派・草莽士族層等反政府勢力の連体による、公武合体的方法による最終的な政治変革運動であつたと言えよう。しかし政府は、明治八年段階で、領主的土地所有制解体の爲の地租改正条例細目の決定と九年改租終了の布告、秩禄処分強行方針の決定、全国六鎮台徴兵による徴兵令の全国的施行、三万の平時常備軍体制の構想、積極的殖産興業政策等の成果を背景として、旧来の久光利用の態度を廃し、「政府の条理」貫徹の方向で、久光と対立した。かくして、久光は辞表を機として、政府から追放されたのである。なお、ここで注目されるのは、久光の罷免が彼の唱導した観念的政治論の政府による完全否定を意味すると同時に、封建復帰を目標とする反政府勢力の政治運動を挫折させる効果を持つていたことである。

さて、久光の意図した政治運動が、政府変革運動として十分成長しなかつたのは、①久光の主張が華士族層の封建的特権の復旧に止まつていた事、②明治政府が直面していた政治的社会的諸問題に対し、具体的な

対処のプランを欠いていた事、③またそれ故に彼自身将来への展望を欠いていた事、④さらに反政府勢力内にも久光を奇貨として利用する傾向が存在し、十分に組織できなかった事等に原因があつたのである。

久光の失脚後に、不平士族層は武力変革による旧制復帰を企てた。それは九年の前原一誠による秋の乱等に爆発し、一〇年の西郷隆盛を領袖とする西南の役に発展した。彼等は禄制・兵制に対する不満を一挙に解決せんとし、征韓による皇威伸張を名目に武装蜂起したのである。これらの乱がいずれも政府によつて鎮定された後、久光的政治論は不平士族層からも払拭されて行つた。民権派も士族反乱に対しては、同調の態度を示していたが、平定後は豪農民権家と提携し、新たな自由民権運動を展開して、言論による政治変革を目ざしたのである。

なお、本論は、久光の政治論と政治活動の分析を主としたため、久光失脚後の反政府勢力、とりわけ久光の政治思想を支えるものとしての守旧派華族が、明治政權の中でどの様に體質を変えて行くのかを考察できなかった。ちなみに守旧派の主導者は、いずれも七年に創立された華族會館の設立発起人であり、<sup>2</sup>政府が華族會館行幸に見られる様な華族慰撫策を進めている折柄、彼等は華族會館運動に没入することで、体制内に皇国の藩屏の地位を得ている。これらの問題は、華族制との関連からも重要な問題であり、今後の研究課題としたい。

註1、後藤靖氏「士族反乱の研究」

2、霞會館編「華族會館史」、前掲表3参照